

# 利用上の注意

## 1 結果について

この報告は、総務省統計局が公表した「平成 28 年経済センサス - 活動調査（以下、「平成 28 年活動調査」という。）」の確報集計の中の『産業横断的集計』に基づくものであり、平成 29 年 7 月に広島県が公表した速報集計に係る調査結果とは異なる場合がある。

## 2 調査対象

調査は、以下に掲げる事業所を除く国内全ての事業所・企業について行った。

- (1) 国及び地方公共団体の事業所
- (2) 日本標準産業分類大分類 A - 「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- (3) 日本標準産業分類大分類 B - 「漁業」に属する個人経営の事業所
- (4) 日本標準産業分類大分類 N - 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類 792 - 「家事サービス業」に属する事業所
- (5) 日本標準産業分類大分類 R - 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類 96 - 「外国公務」に属する事業所

## 3 集計及び数値に係る留意事項

- (1) この報告において、「平成 28 年」の数値は平成 28 年活動調査、「平成 24 年」の数値は「平成 24 年経済センサス - 活動調査（以下、「平成 24 年活動調査」という。）」の数値である。

調査結果のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、平成 28 年活動調査は平成 27 年 1 年間、平成 24 年活動調査は平成 23 年 1 年間の数値である。また、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は、平成 28 年活動調査は平成 28 年 6 月 1 日現在、平成 24 年活動調査は平成 24 年 2 月 1 日現在の数値である。

- (2) 事業所に関する集計において、売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握を行っていないため、総務省統計局の試算値を掲載した。

「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、  
「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」及び「政治・経済・文化団体」

- (3) 事業所単位の付加価値額は、企業単位で把握した付加価値額を事業従事者により傘下事業所にあん分することにより、全産業について集計した。
- (4) 売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。

- (5) 売上（収入）金額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取り扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000365494.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf)

なお、平成 24 年活動調査においては、税抜きで回答されていた場合でも、そのままの金額を用いて集計した結果であること、また、当時の消費税率は 5%であり、平成 28 年活動調査調査期間の税率（8%）と異なることから、比較に際しては注意を要する。

- (6) 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成 24 年活動調査、「平成 26 年経済センサス - 基礎調査（以下、「平成 26 年基礎調査」という。）」及び報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

<欠測値等の取り扱いについて>

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/pdf/hotei.pdf>

- (7) 各項目の金額及び数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入した。

- (8) 該当数字がないもの及び分母が 0 のため計算できないものは「-」とした。また、増減は、数値がマイナスのものは「▲」で表した。

- (9) 「X」は、集計対象となる事業所（企業等）の数が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象数が 3 以上の事業所（企業等）に関する数値であっても、合計との差し引きで、集計対象が 1 又は 2 の事業所（企業等）の数値が判明する箇所は、併せて「X」とした。

#### 4 全産業の事業所の売上（収入）金額について【総務省統計局による試算】

事業所の売上（収入）金額（以下、「売上高」という。）について、事業所ごとの売上高を把握することが困難な一部の産業等に属する事業所は、本調査では調査及び集計がされていない。また、企業等の売上高については、全て調査及び集計をしているが、複数の事業所を有する企業等の売上高は、本社の所在地にまとめて計上しているため、地域別集計にはなじまない。

そこで、総務省統計局において、参考として、事業所ごとの売上高を把握していない事業所の売上高が試算され、全産業の事業所の売上高が地域別に集計された。

##### 【試算対象事業所】

以下のいずれかの事業所のうち、「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び単独事業所等を除いた事業所が、試算対象である。

- (1) 本調査において、事業所ごとの売上高を把握していない以下の産業の事業所  
産業大分類：「D 建設業」、「F 電気・ガス・熱供給・水道業」、「H 運輸業, 郵便業」,  
「J 金融業, 保険業」  
産業中分類：「37 通信業」、「38 放送業」、「41 映像・音声・文字情報制作業」,  
「81 学校教育」、「86 郵便局」、「93 政治・経済・文化団体」
- (2) 産業共通調査票が配布された事業所

## 5 統計表について

この報告で使用した集計数値は、総務省統計局が公表している平成28年活動調査の産業横断的集計の統計表に基づいており、総務省統計局のホームページで閲覧できる。

総務省統計局のホームページの関係ページのアドレスはこちら  
(<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/gaiyo.html>)

## 6 問合せ先

広島県 総務局 統計課 産業統計グループ  
〒730-8511 広島市中区基町 10-52  
TEL (082) 513-2542 (ダイヤル)

この報告の内容については、広島県のホームページでも提供しています。  
広島県統計課のホームページアドレスはこちら  
(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/21/>)